

令和6年分推計所得税額算定式

総所得金額等

所得控除額

雑損控除額

医療費控除額

小規模共済等掛金控除額

社会保険料控除額

所得税と同額

生命保険料控除額

→ 控除限度額の比で算出
($\times 4/2.8$)

地震保険料控除額

→ 控除限度額の比で算出
($\times 10/5$)

配偶者特別控除(※1)

配偶者控除等

一般扶養控除者数

特定扶養控除者数

老人扶養控除者数

同居老人扶養控除者数

普通障害者数

特別障害者数

同居特別障害者数

(本人)障害者控除額

控除対象寡婦・ひとり親

控除対象勤労学生

所得税における控除額で算出

※1 配偶者特別控除は、納税義務者の
「合計所得金額」及び「住民税の配偶
者特別控除額」を参照し、

○合計所得金額

900万円以下

住：33万円 → 所：38万円

上記以外 → 住・所同額

900万円超950万円以下

住：22万円 → 所：26万円

上記以外 → 住・所同額

950万円～1,000万円

住：11万円 → 所：13万円

上記以外 → 住・所同額

と設定する。

基礎控除額

→ 納税義務者の「合計所得金額」を参照し、合計所得金額ごとに

2,400万円以下 : 48万円

2,400万円～2,450万円 : 32万円

2,450万円～2,500万円 : 16万円 とする。

×

所得税率

税額控除額

＝

推計所得税額

配当控除額

→「配当所得額(総合)」に10%を乗じる。

※ただし、個人住民税における「住宅借入金等
特別税額控除額」が「0」以外の場合、推計所得
税額は「0」とする。